

PPP／PFI手法導入検討等支援委託業者選定審査基準

I 審査基準

1 課題の整理等

本市の現状を把握した上で、PPP／PFI手法に関する情報の整理・分析方法が明確に示されており、業務内容に照らして当該方法が有用であるかどうかについて評価する。

2 PPP／PFI手法導入優先的検討規程（案）への助言等及びPPP／PFI手法導入優先的検討等に関するマニュアル（案）の作成

本市におけるPPP／PFI手法の導入に当たり、課題の整理等を踏まえて、仕様書に提示している業務内容を的確にとらえ、実効性の高いものとなるよう適切な提案がなされているかを評価する。

また、本事業の成果を高めるために独自の提案・工夫がなされているかについて評価する。

3 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はなく、業務手順や業務工程は的確であり、実現性があるかについて評価する。

4 業務実績について

業務責任者及び業務担当者が、専門知識を十分に有しているか、また業務責任者、業務担当者及び事業所におけるPPP／PFI手法導入検討等支援業務に係る実績及び類似業務の受託実績は適当かについて評価する。

5 業務体制について

業務の内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制であるかについて評価する。

6 提案書について

提案内容は、本市の現状を把握し、的確なものであるとともに、その内容を簡潔に示しているか、図表や写真等を用い、視覚的にわかりやすくなるような工夫がみられるかについて評価する。

7 見積額について

業務内容に照らして費用対効果が高いと認められるかについて評価する。

8 プレゼンテーションについて

企画提案書の内容を分かりやすく所定時間内に説明しているか。質問に対して簡潔かつ明瞭に的確な回答ができるか。また、業務責任者及び業務担当者の有する知識、経験及び受託意欲・積極性について評価する。

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第二次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	3	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※第一審査の審査項目 2、3、4、6、9

第二次審査の審査項目 2、3、4、7、8 の場合

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合